

公印省略

2介第1348号
令和2年7月28日

各介護サービス事業所 管理者 殿

福岡県保健医療介護部介護保険課長

令和2年度福岡県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（介護分）
について

本県では、感染症対策に必要な物資を確保するとともに、感染症対策を徹底しつつ介護サービスを再開し、継続的に提供するための介護サービス事業所等に対する支援を導入することとしました。

つきましては、標記補助金を申請される際は、別添に従い必要書類をご提出ください。

【参考】申請様式の掲載先

福岡県ホームページ(トップページ) >テーマから探す >健康・福祉・子育て
>介護・高齢者福祉 >介護保険 >一般情報 >令和2年度福岡県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（介護分）についてのお知らせ

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kinnkyuuhokatusienn2.html>

【お問合せ先】

福岡県新型コロナウイルス感染症一般相談窓口

TEL : 092-643-3288

メール : hokatsushien-kaigo@pref.fukuoka.lg.jp

(別添)

1 事業内容

感染症対策に必要な物資を確保するとともに、感染症対策を徹底しつつ介護サービスを再開し、継続的に提供するための経費の一部を補助します。

2 事業概要

① 介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業

(1) 対象事業所：令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、

サービスを提供するために必要なかかり増し経費が発生したすべての介護サービス事業所・施設など

(2) 対象経費：かかりまし経費

(例) 感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実

施、

感染発生時対応・衛生用品保管などに使える多機能型簡易居室の設置、感染防止のため発生する追加的人件費など

② 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

(1) 対象者：利用者と接する職員で、令和2年2月20日から令和2年6月30日までの間に10日以上勤務した者

(2) 支給額

感染者が発生または濃厚接触者に対応した事業所に勤務する職員 20万円

その他の事業所で勤務し利用者と接する職員 5万円

③ 介護サービス再開に向けた支援事業

【在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業】

(1) 対象事業所：令和2年4月1日以降、1か月以上サービス利用を休止していた利用者への利用再開支援を行った在宅サービス事業所・居宅介護支援事業所

【在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業】

(1) 対象事業所：令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境

整

備を行った在宅サービス事業所・居宅介護支援事業所

(2) 対象経費：「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する経費

3 申請方法等

「令和2年度福岡県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（介護分）交付要綱」（以下「交付要綱」という）を確認の上、申請を行ってください（交付要綱は県ホームページに掲載しています）。

【提出書類】 国保連合会「電子請求受付システム」を利用できる場合は、福岡県国保連へオンラインにて申請書データを送信してください。国保連合会「電子請求受付システム」を利用できない場合は福岡県庁介護保険課(houkatsushien-kaigo@pref.fukuoka.lg.jp)あてにメールに申請書データを添付して送付してください。

・ 令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）

に係る交付申請書

- ・ （様式1）事業所・施設別申請額一覧
- ・ （別添）事業所・施設別申請額一覧（サービス別一覧）
- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）に関する

る

事業実施計画書（事業所単位）

- ・ （様式3）介護慰労金受給職員表（法人単位）
- ・ 暴力団排除に係る誓約書 *
- ・ 令和2年度福岡県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（介護分）概算払請求書

※ 提出資料の様式（電子ファイル）は下記ホームページで取得願います。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kinnkyuuhoukatusienn2.html>

※ *の書類については、電子データの提出とは別に、押印した原本を福岡県庁介護保険課あてにご郵送ください。

※ ホームページで様式の取得ができない場合は、事前に下記問合せ先までご連絡ください。

新型コロナウイルス感染症相談窓口 092-643-3288

【留意点】

- ・ 概算払で交付予定であるため、補助金額確定時に概算払額が補助金額を超過した場合は、超過額を福岡県に返還する必要があります。
- ・ 交付申請時には、事業に要した経費の根拠資料の提出は求めませんが、根拠資料を適切に管理してください。福岡県が必要と認めた場合に提出を求める予定です。根拠資料がない、金額を確認できない場合は、福岡県に返還する必要があります。
- ・ 既に介護サービス事業所・施設等を退職した者の慰労金については、

対象期間に勤務した事業所による申請または県への直接申請となります。どちらを選択しても、原則として勤務していた事業所等から勤務期間の証明が必要になります。

- ・ 派遣労働者や業務受託者の慰労金については勤務していた介護サービス事業所・施設等から申請することとなります。